

財務省第5入札等監視委員会

令和2事務年度 第3回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和3年4月7日～令和3年4月22日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村 山 周 平 （村山周平事務所・公認会計士） 委 員 藤 重 由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委 員 中 出 哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和2年10月1日（木）～ 令和2年12月31日（木）	
抽出事案	4 件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：羽田空港飛沫感染防止設備の調達 契約相手方：株式会社凡美社 （法人番号5120101032454） 契約金額：2,589,675円 契約締結日：令和2年12月25日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：電子申告ゲート保守 契約相手方：日本電気株式会社 （法人番号7010401022916） 契約金額：14,300,000円 契約締結日：令和2年12月1日 担当部局：東京税関成田税関支署
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関本関庁舎他26庁舎建築設備等法定点検業務 契約相手方：株式会社明空社 （法人番号3012801002617） 契約金額：2,442,000円 契約締結日：令和2年11月24日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：無人航空機の試験運用に係る業務委託 契約相手方：三菱重工業株式会社 （法人番号8010401050387） 契約金額：28,707,800円 契約締結日：令和2年12月16日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：羽田空港飛沫感染防止設備の調達 契約相手方：株式会社凡美社 (法人番号5120101032454) 契約金額：2,589,675円 契約締結日：令和2年12月25日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 予定価格を作成する際は、入札予定者に市場価格を調査するのでしょうか。また、調査先の価格が予定価格に採用される可能性があることは事前に分かることはあるのでしょうか。</p> <p>市場価格の調査先に対し、アクリルパネルの設置実績の有無をなぜ確認しなかったのでしょうか。</p> <p>今回の低落札率を見ると、予定価格の決定に再考の余地があったと言わざるを得ません。改善策として「入札情報の広報強化」を挙げていますが、</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 羽田空港入国検査場に配備した税関電子申告端末等に新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫感染防止設備（アクリルパネル）を設置するものです。</p> <p>当関には、設置場所に合わせた特注のアクリルパネルの調達実績がなかったことから、一般什器メーカーによる新規の設計費を含めた見積り金額を参考にして予定価格を決定したため、アクリルパネルの製造、設置に関するノウハウが豊富な落札者の入札金額と大きな差が生じ、低落札率となったものです。</p> <p>今後、新規の物品等を調達する際は、インターネット等を活用し、その業界の情報収集を幅広く行うとともに、入札情報の広報の強化についても検討を行うことで、より多くの市場価格を収集し、精度の高い予定価格の積算に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》 予定価格の積算の際は、通常、仕様を満たすことが可能な者を対象に市場価格調査を行いますので、見積りを取得した者が入札参加者となることは多々あります。しかし、市場価格調査の調査先及び予定価格の積算方法は秘匿ですので、同調査において見積りを出したからと言って必ずしも予定価格に採用されるわけではありません。</p> <p>市場価格を調査した者へのヒアリングで、「製作、設置は可能」との回答を受けていたことから、過去の設置の実績等については参加条件としませんでした。</p> <p>ご指摘のとおり、予定価格の積算にあたり、調査相手方の選定について検討する必要があります。特に新規案件の調達については、インターネット等を</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="220 275 767 309">具体的にどのような内容になるのでしょうか。</p> <p data-bbox="220 616 813 734">予定価格と落札価格が大きく乖離していますが、落札後に予定価格が適切であったか確認したのでしょうか。</p>	<p data-bbox="845 275 1461 562">活用して、幅広く業界の情報を収集し、適正な予定価格の積算に努めてまいります。なお、「入札情報の広報強化」の具体策としては、庁舎掲示板への掲示、東京税関ホームページへの掲載、「政府電子調達システム」へ入札説明書等の掲載に加え、インターネット等を活用して応札可能な業者を調べ、積極的に声掛けをしていきたいと考えております。</p> <p data-bbox="845 616 1461 862">新規に設計を行う費用を含めた見積りとしては妥当であったと考えております。他方、本件入札において、仕様を満たす物品がかなり安価で調達可能であったということも判明いたしましたので、今後は、より適正な予定価格の積算に努めてまいります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：電子申告ゲート保守 契約相手方：日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額：14,300,000円 契約締結日：令和2年12月1日 担当部局：東京税関成田税関支署</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p> <p>予定価格の算出について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 第3旅客ターミナルの税関検査場が閉鎖されても保守は必要でしょうか。また、当初入札と本件の仕様の違いを教えてください。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 平成31年3月に成田国際空港第3旅客ターミナルに配備された税関検査場電子申告ゲートについて、無償保証期間である1年が経過したことから、機器の適正な運用及び機能維持のため保守契約を締結したものです。 なお本契約は、当初4月1日からの契約が不調となり、再度公告入札を検討していたところ、新型コロナウイルスの感染拡大により、第3旅客ターミナルの税関検査場が閉鎖されることとなったため、保守内容を見直したうえで契約したものです。</p> <p>本機器導入時の入札に参加した業者に確認したところ、他社の機器保守を受注するためには、そのプログラムや機器について詳細に調査する必要があることから応札は困難であったとのことでした。 本機器導入時の仕様書には「可能な限り特定製品・技術に依存せず、他事業者が機器の保守や拡張を引き継ぐことが可能な汎用性のあるプログラムとすること」と記載しておりますが、今後、この点について業者へのヒアリングを重ねることにより、更に改善できるようなことがないか検討してまいります。</p> <p>本機器導入時の入札参加業者や当関において契約実績がある者に対し、見積書の提出依頼、技術員の労務単価の聴取を行い、これらの価格と積算資料の労務単価を参考に積算しました。</p> <p>《担当部局からの回答》 閉鎖されている検査場が、いつ再開されても電子申告ゲートの運用が円滑にできるよう、パッチ適用業務、アップデート等は必要となります。他方、年間を通じての運用に必要な365日対応の電話受付窓口の設置を仕様から削除するなど、運用再開にあたって必要な作業に絞った保守内容としました。</p>

意見・質問	回答
<p>当初入札が不調となった原因は何でしょうか。また、そのことが1者応札の要因に関連しているのでしょうか。</p> <p>今後の対応として、調達時の仕様書の内容を検討するとありますので、本件保守の仕様書内容を改善することは困難ということでしょうか。また、新規契約時に他者が保守業務に参入できるような工夫は具体的にあるのでしょうか。</p> <p>調達時の「他者が当該プログラムや機器について保守や接続できる機器を納入すること」という仕様書の条件は、電子申告ゲートについても適合するのでしょうか。</p> <p>本件電子申告ゲートの契約金額を教えてください。また、契約時に1年後に保守業務が必要となること、その場合の費用について情報は得ていたのでしょうか。</p> <p>人件費の単価について、総額の大半を占めるアップデート費用は導入業者の価格を採用していますが、何か工夫はできないのでしょうか。また作業人月についても検証はできないのでしょうか。</p>	<p>当初入札の仕様書には、365日電話による技術に関する問い合わせ、障害に関する切り分け、修理手配など受付窓口の設置を業務内容に含めておりました。この業務に係る当方の積算額と応札者の見積価格に乖離があったため不調となったものであり、本件が1者応札となった要因とは関連しておりません。</p> <p>現状の保守仕様書の改善は困難であり、新規の契約時(機器調達)の仕様書の内容について検討していきたいと考えております。また、国庫債務負担による保守業務も含めた複数年に亘る調達を実施し、新規契約時に複数者による競争性を働かす方法も考えられますので、関税局等関係部署とも検討を行っていききたいと思います。</p> <p>機器導入時の仕様書には「可能な限り特定製品・技術に依存せず、他事業者が機器の保守や拡張を引き継ぐことが可能な汎用性のあるプログラムとすること」と記載しております。導入業者にも確認したところ他業者においても保守は可能との回答を得ています。</p> <p>電子申告ゲートの調達費用は、52,920,000円となります。保守については、調達時の仕様書において無償保証は1年間とし、定期点検や障害対応を実施することとしており、1年経過後には保守が必要となること、概算金額についての情報は得ておりました。</p> <p>電子申告ゲートを構成する機器にインストールされている多くのソフトウェアをバージョンアップするための費用などは、各々のソフトウェアの権利を有する会社に支払う費用であることから、この部分の価格について、工夫は難しいと考えております。また、作業人月については、現地作業など、作業報告書により検証は可能ですので、今後の積算の検討材料にしていきたいと思っております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：横浜税関本関庁舎他26庁舎建築設備等法定点検業務 契約相手方：株式会社明空社 (法人番号3012801002617) 契約金額：2,442,000円 契約締結日：令和2年11月24日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>低落札率の要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律第12条及び建築基準法第12条に基づき、各省各庁の長は、所管する建築物で一定規模以上の建築物の敷地及び構造物については3年ごとに、建築設備については1年ごとに、劣化の状況等を一級建築士等の有資格者に点検させることが義務付けられており、具体的な点検内容や方法等については、いずれも告示により項目ごとに方法、判定基準が規定されているところ、本件契約は、当該告示に基づき、横浜税関の管轄地域である神奈川県、千葉県、茨城県、福島県、宮城県に所在する単独庁舎、合同庁舎、省庁別宿舎の合計27庁舎を対象として点検を実施するものです。</p> <p>本件契約は前述のとおり、点検項目に3年ごとに実施するものと1年ごとに実施するものが混在し、庁舎により周期も異なるため、その組合せにより年度ごとに仕様内容が変更されることから、契約実績を参考に予定価格を算出するのは困難であるため、予定価格については、仕様書を明示のうえ実施可能な2者から見積書を取得し、より安価な者の価格に基づき算出しました。</p> <p>低落札率の点については、応札業者に対して聞き取り調査を行いました。その回答内容から、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、例年に比べ需要が減少傾向にあり、加えて新規に参入する業者が増えている状況から、通常以上の価格競争が見込まれたため、全体的に低価格での応札が行われたことが要因と考えられます。</p> <p>また、本件契約は点検を内容とするものであり、材料費を必要とせず価格の大部分を人件費が占めるものであったことから、大幅な値下げが可能となったことも要因の一つと考えられます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大といった要因により社会・経済動向に著しい変化が認められるよう</p>

意見・質問	回答
<p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>契約金額の各官庁部署への分担率はどのように決められているのですか。</p> <p>予定価格積算書を見ると、2社の見積もり価額が記載されていますが、これらの算出根拠は示されているのでしょうか。</p> <p>過去に実施した点検の実績から、各建物の点検及び各建物設備の点検に係る単価を算出することは可能でしょうか。</p> <p>入札による競争原理が働いて費用支出を抑えることができた良い事例であると思います。</p> <p>本件業務は、非常に重要な点検であり、特に大震災等の発生も予測される中、十分かつ慎重な点検が必要ですが、作業の特性から、適切に行われたかが見えにくい業務であると思われます。有資格者による点検であるため、問題が生じることはないと思いますが、業者と十分に打ち合わせて実施することが重要と考えます。</p>	<p>な場合にも、可能な限り関係事業者の動向等を把握するとともに、人件費等の変動しやすい要素にも留意しつつ、引き続き実情に応じた適切な予定価格の設定に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>分担率は、合同庁舎ごとに入居官庁の職員数、専有面積等に基づき決められます。毎年度末に入居官庁の管理担当者による会議で人事異動や専有面積の増減を加味したうえで翌年度の分担率を決定します。</p> <p>見積書として提出されており、庁舎ごとに金額は記載されていますが、庁舎ごとの金額の算出根拠までは記載されていません。</p> <p>過去に実施した点検において契約者から提出された内訳書には、建築物と建築設備を分けて金額が記載されておらず、それぞれの単価が明らかになっていません。また、入札により直近3年は落札者も異なっており、それぞれの業者の得手不得手が契約金額にも影響する点等を勘案すると、過去の実績から適正な単価を算出することは困難と考えます。</p> <p>また、必要人員数を調査し、当該人工数に労務単価を乗じる方法で予定価格を積算する方法も考えられますが、その場合、27庁舎分の点検を実施することのスケールメリットや今回のような新型コロナウイルスの感染拡大の影響による減算要素等が積算過程に反映されないため、本件調達と同様に契約金額との乖離が生じてしまう可能性が十分に考えられます。</p> <p>不適切なケースが生じることのないよう、適正な履行の確保に努めてまいります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：無人航空機の試験運用に係る業務委託 契約相手方：三菱重工業株式会社 (法人番号8010401050387) 契約金額：28,707,800円 契約締結日：令和2年12月16日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約は、無人航空機の操作性、飛行精度及び安全性を確認し、これらについて改善等を図るとともに、税関の水際取締りへの無人航空機の導入可能性の検証を行うにあたり、その補助業務等を委託するもので、委託内容は、職員に対して運用操作のトレーニングや機体運用のための維持業務講習を実施する習熟訓練の提供、実機飛行検証の実施等であり、使用する無人航空機等の機材や実施場所の準備等も含まれます。</p> <p>本件入札は、多くの入札参加を促すため6者に声掛けを行ったものの、1者応札となったものです。応札しなかった者に対して理由を聴取したところ、実機飛行実証で使用する無人航空機について、指定した基準を満たす仕様のを準備することが困難である点が挙げられました。前述のとおり、本件契約は無人航空機の税関水際取締りへの導入可能性の検証を目的としたものであるため、準備する無人航空機については、飛行可能時間や耐風性能等について実際に取締りで活用できるレベルのものを仕様で指定していたところ、自社製の無人航空機ではそうした高性能なものがない、または開発途上の段階であることから応札を断念せざるを得なかったとのことであり、こうした点が一者応札となった要因と考えられます。</p> <p>なお、本件契約者は、機材メーカーとの間で当該メーカー製の無人航空機を活用した監視システムの共同開発を行っており、本件契約で使用する無人航空機についても、当該メーカー製のもので準備することが可能とのことでしたが、他の応札を断念した者にあつては、そうした機材メーカーとの協力体制も特になかったことから、基準を満たす機材の準備が容易ではなく、また、他社の製品を手配してまで本件入札に参加するほどの動機付けが働かな</p>

意見・質問	回答
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>本件契約の無人航空機とは、いわゆるドローンのことでしょうか。</p> <p>今回は1者応札となりましたが、今後は複数業者の応札も期待できるのでしょうか。</p> <p>実機飛行実証は落札者が行うのでしょうか。仮にそうであれば、職員への講習がなぜ必要となるのでしょうか。また、自律運用トレーニングは、どの程度の習熟を図るものなのでしょうか。</p> <p>予定価格の算出にあたって行われた見積り依頼に対して提出のなかった者は、どういった理由で提出しなかったのでしょうか。</p> <p>仕様を満たす無人航空機が少数ということであれば、そもそも競争は期待できないと思いますが、事前にその点について調査は行ったのでしょうか。</p>	<p>かったことも要因と史料されます。</p> <p>その他、仕様書において、実機飛行実証時には船舶を準備のうえ、無人航空機が制御不能に陥る等の緊急事態に備えて付近を航行する船舶等に注意喚起や警戒を確実に実施するなどの安全対策を求めているところ、そうした船舶やその運航員のほか、海上における監視・警戒のノウハウを持った人員の確保が困難であったことも要因と史料されます。</p> <p>今後は、当方が求める基準を満たすものや必要な対策の準備が可能か、複数業者に詳細なヒアリングを行い、仕様内容に修正できる点がないか十分に検討しつつ柔軟に見直し行うほか、可能な限り早期に入札公告及び開札を行い、業者の十分な準備期間の確保にも配慮することで競争性の向上に努めます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>いわゆるドローンと呼ばれるものです。</p> <p>複数業者の応札の可能性については、将来的に導入するとなれば、今回の試験運用結果も踏まえてあらためて仕様を決めていくこととなるため、応札者数はその仕様内容にも左右されるものと思われませんが、今回実施した業者へのヒアリングにおいても現在開発途上の段階との回答もあったことから、複数業者が応札できる可能性はあると考えています。</p> <p>実機飛行実証においては、落札者が準備した経験豊富な補助者の立会いのもと、職員が無人航空機の操作を行いました。自律運用トレーニングは、飛行実証の内容を前提とした操作手法を習熟するために最低限必要となるトレーニングです。</p> <p>前述の1者応札の要因と同様、仕様で指定した基準を満たす機材を準備することが困難であるとの理由によるものです。</p> <p>本件調達 of 無人航空機については、実際に取締りで使用することを想定したうえで支障等のない性能のものを使用する必要があったため、仕様で定めた基準を変更することは困難と考え、事前に詳細な調査は行っていません。事前に複数業者にきめ細かいヒアリングを行い、仕様内容について少しでも修正が可能な点がないか十分に検討しつつ柔軟に見直しを行うことで競争性を向上させることができる可能性を探っていくことは必要と考えますので、</p>

意見・質問	回答
<p>本件契約は、無人航空機や船舶の手配等、多様な準備が必要であり、総合的に対応することは容易ではないと考えられることから、競争性の向上を図るためには、逆に調整が複雑になってしまう等の懸念もありますが、業務内容を分割して調達することも検討する意義があると考えます。</p>	<p>今後は可能な限りそうした対応に努めていきます。</p> <p>確かに分割して調達することで競争性が向上する余地はあると思われませんが、逆に分割することによって日程等の各種調整に多くの労力を要することや、全体の費用が高くなってしまう可能性も十分に考えられます。しかしながら、ご指摘のとおり事前に検討することについては意義があると考えます。</p>